

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 Q&A（沖縄県）

1. 対象事業所

No	質問	回答
1	「感染者」及び「濃厚接触者」の定義はどのようなものか。	「感染者」とはPCR検査のほか抗原検査（いずれも自主検査含む。）の結果、陽性と判定された者をいい、「濃厚接触者」とは保健所が濃厚接触者と判断した者をいいます。
2	感染の疑いのある者が発生した場合は、感染者や濃厚接触者とみなすことはできるのか。	「感染が疑われる者」だけでは、本事業の対象とはなりません。
3	多機能型事業所や、複数サービスを実施している事業所の基準単価はどのようになるのか。	多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて、基準単価まで助成することができます。例として、児童発達支援（基準単価271千円）と放課後等デイサービス（同257千円）の多機能事業所の場合、合計528千円まで助成できます。
4	他の補助事業から補助金を受けることはできるか。	他の補助金で補助を受けている費用は本補助金の対象となりません。同じ経費に対して別々の補助金を二重に申請することがないようにしてください。ただし、かかり増し経費として50万円必要となり、別の補助金で20万円の補助を受けた場合、残り30万円については、本補助金の対象とすることができます。
5	保健所等から休業要請を受けていないが、感染拡大防止の観点から自主的に休業した場合、補助金を受けることはできるか。	自主的に休業しただけでは対象になりませんが、通所系事業所等は自主的に休業する期間に代替として利用者の居宅への訪問によるサービスを提供した場合は対象になります。
6	申請は1回限りか。申請後に期間をおいて再度、感染者が発生した場合、2回目の申請が可能か。	上限額の範囲内であれば、複数回の申請が可能です。上限額はこれまでの申請額の合計に対するものであるため、1回目で上限額に達している場合は、それ以降の申請はできません。

2. 対象経費（全般）

No	質問	回答
1	感染の疑いのある者が発生して、PCR検査まで時間がかかり、感染者と断定されるまで一定の期間があった。疑いがある時点で、消毒の実施や割増賃金の支払などを行った場合は、対象となるのか。あくまで、感染者と断定されて以降の経費が対象となるのか。	感染者と断定されたのであれば、感染の疑いがあると認識しそれを踏まえた対応を行っている時点から、一連のかかり増し経費として差し支えありません。
2	利用者の居宅への訪問によるサービスとは、電話による安否確認も含まれるのか。	利用者の居宅を実際に訪問する場合に限られます（電話による安否確認は障害福祉サービス報酬の対象となるため、かかり増し経費となりません）。
3	この事業で、修繕費、改修費は対象となるのか。	費用の例示や基準単価の額においては、大規模な修繕、改修を想定した基準額の設定とはなっていません。

3. 対象経費（衛生・防護用品）

No	質問	回答
1	マスク、手袋、消毒液等の購入費用について補助金を受けたい場合は、どのようにしたら良いか。	本補助金は、事業所において新型コロナウイルス感染者（濃厚接触者）が発生した場合のかかり増し経費に対し補助を行うものであるため、感染者（濃厚接触者）が発生してから、関係者全員が陰性と認められるまでの期間が補助対象期間となります。 この期間の特別な感染対策のために使用したものは、かかり増し経費と認められますが、その前後の、通常の期間における経費は対象外となります。
2	感染防止対策として新たに設置したパーテーション、空気清浄機等の備品は対象となるか。	補助対象外となります。 感染者等への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品が補助対象となるため、アクリル板、パーテーション、サーキュレーター、空気清浄機等の備品は補助対象外となります。

4. 対象経費（割増賃金等）

No	質問	回答
1	対象経費の「割増賃金・手当」について、「手当」は具体的にどのようなものを想定しているか。感染者や濃厚接触者へのサービス提供を行った従事者への危険手当を含むと解してよいのか。	危険手当等の名称に関わらず、感染者・濃厚接触者等への対応が無ければ発生しなかった各種手当を対象として差し支えありません。手当の内容、対象者、金額については事業所で定めることとなりますが、 今後もコロナ対応が発生した際に、事業所が負担することのできる、社会通念上妥当と判断される範囲としてください。
2	職員が不足した事業所に、応援職員を派遣した派遣元の事業所において、派遣期間の終了後、応援職員が派遣元に復帰するに際して、念のため一定期間自宅待機してから復帰することとしたが自宅待機中の給与保証を行うための費用は対象になるか。	応援職員が派遣元にて従前から雇用している職員であった場合は、障害福祉サービス報酬にて人件費が措置されていると考えられるため対象外となりますが、その職員が自宅待機する間に別の職員が超過勤務を行う場合の超過勤務手当、新たに職員を雇用した場合の人件費などはかかり増し経費として対象になります。
3	通所系事業所において利用者又は職員が濃厚接触者となりPCR検査を受けたが陰性であった。保健所から休業要請を受けてはいないが、感染拡大防止の観点から通所を一時的に自主休業し、濃厚接触者ではない職員（従前から雇用している職員の訪問によるサービスを行うことにしたが、この場合、訪問職員の給与は対象となるか。	訪問する職員が従前から雇用している職員であった場合は、障害福祉サービス報酬にて人件費が措置されていると考えられるため、給与は対象外となりますが、超過勤務を行う場合の超過勤務手当はかかり増し経費として対象になります。また、訪問職員を新たに雇用した場合の人件費、別法人から訪問職員の派遣を受けた場合の人件費、訪問サービスを行うため必要となる物品費なども、かかり増し経費として対象になります。
4	職員で陽性者が出たことによる人員不足で生じる、他の職員の割増賃金について、事業所の消毒や感染者対応以外の、通常の業務の場合も対象となるか。	補助対象になります。 ただし、基本給については新型コロナウイルス発生の有無に関わらず生じる経費のため、割増賃金のみ対象となることにご留意ください。